



- 備考
- 1 特別徴収義務者として指定された者が県内において事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合は、その5日前までに(ア)から(オ)までの欄について記入し、提出すること。
  - 2 県内において事務所又は事業所の営業を開始した後に特別徴収義務者として指定された場合は、その指定された日から5日以内に(ア)から(エ)まで及び(カ)の欄について記入し、提出すること。
  - 3 県内に事務所又は事業所を有しない特別徴収義務者が、県内において引渡しに係る軽油の納入を行うこととなつた場合は、その納入の日の属する月の翌月の末日までに(ア)、(ウ)、(キ)及び(ク)の欄について記入し、提出すること。
  - 4 県内に2以上の事務所又は事業所を有する場合は、(イ)及び(エ)の欄はその主なものについて記入し、それ以外のものについては別紙に記載し、提出すること。
  - 5 (ウ)の欄は、特約業者において継続的に軽油の供給を受ける元売業者について記入すること。
  - 6 (キ)の欄は、軽油の納入に係る市町村名を記入すること。
  - 7 (ク)の欄は、軽油の納入を受ける石油製品の販売業者及び自動車の保有者等について記入すること。
  - 8 ※印の欄は、記入しないこと。